

総会

配布：一般

2015年1月21日

第69会期

議事日程議題 68 (c)

2014年12月29日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/69/488/Add.3)]

69/248. ミャンマーにおける人権状況

総会は、

国際連合憲章および世界人権宣言¹、人権に関する国際規約²並びに他の関連する人権文書に基づき、またミャンマーにおける人権状況に関する総会の従前の諸決議、その最も新しいものは2013年12月17日の決議68/242、人権委員会の従前の諸決議、並びに人権理事会の従前の諸決議、その最も新しいものは2014年3月28日の決議25/26³、を想起し、

ミャンマーにおける人権状況に関する事務総長の報告書⁴および2013年8月25日から9月2日まで、10月5日から11日まで、10月31日から11月6日までおよび11月29日から12月2日まで並びに2014年1月18日から28日まで、3月28日から4月10日まで、6月26日から28日までおよび7月26日から8月1日までの同国への事務総長特別顧問の訪問のミャンマー政府による支援を歓迎し、

ミャンマーにおける人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書⁵および2014年7月17日から26日までのミャンマーへの訪問期間中同報告者に与えられたアクセスをまた歓迎し、

¹ 決議217A (III).

² 決議2200A (XXI)、添付文書.

³ 総会公式記録、第69会期、補遺No.53 (A/69/53)、第IV章、A節 参照.

⁴ A/69/362.

⁵ A/69/398.

1. 政治的および経済的改革、民主化および国民和解並びに人権の促進と保護に向けたミャンマーにおける継続した積極的發展を歓迎し、今日まで行われた改革取組の規模を認識しそしてミャンマー政府に対し、進展を定着させそして未解決の懸念に対処するため更なる措置を講じることを奨励する。

2. 議会内の政治的関係者および野党並びに市民社会とのミャンマー政府による継続した関与をまた歓迎し、そして当局に対し、特に、2015年に開催されることになっている選挙が、選挙に公正に出馬することを全ての候補者に許すことで、信頼に足り、包括的でまた透明であることを確実にするため憲法の再検討および改革の過程を継続すること、そしてミャンマー政府が、軍を含む全ての国家機関を、民主的に選ばれた、十分に代表する文民政府の下にもたらずことにより、その民主的移行を継続することを確実にすることを促す。

3. 法令を再検討することや改革することを目的とした現行の取組を更に歓迎し、国際的基準と民主的原則とのその適合性を確実にすることの重要性を想起し、良い統治と法の支配を強化するために講じられた幾つかの措置を歓迎し、そしてミャンマー政府に対し、基本的自由を制限している法を廃止することによるものを含む、法的改革を継続すること、国際人権条約を含む、追加の国際文書を批准することを考慮すること、そして立法の、司法のまた制度的な改革を通したものを含む、良い統治と法の支配を強化するために更なる措置を講じることを求める。

4. 政治犯再検討委員会の重要な役割を強調しつつまたその継続を奨励しつつ、良心の囚人の釈放を歓迎し、ミャンマー政府に対し、最近勾留されたまたは有罪と宣告された全ての政治活動家および人権擁護者を含む、全ての良心の囚人の無条件釈放を続けること、そして元良心の囚人の完全な生活復帰を準備することを促し、ジャーナリストと当局との間の紛争を仲介する暫定報道評議会に対する任務の発表を歓迎し、また政府に対し、表現、結社および平和的集会の自由に対する権利を保護するその公約を遂行すること、自由且つ独立したメディアを認めることそしてジャーナリスト、市民社会活動家および人権擁護者の安全および防護並びに彼らの活動に従事するための彼ら自由を確保するため適切な措置を講じることを奨励する。

5. ミャンマー政府に対し、恣意的な逮捕および勾留、強制失踪、レイプおよび他の形態の性的暴力、拷問および残虐な、非人道的なまた品位を傷つける取扱、恣意的な、土地を含む、財産の剥奪そして同国の幾つかの部分における国際人道法の違反を含む、まだ残っている人権侵害や虐待を終わらせるためその取組を増すことを促し、そして同政府が、責任を確保しそして刑事責任の免

除を終わらせるため必要な措置を講じるという総会の呼びかけを繰り返す。

6. 民族武装集団との全国規模の停戦に向けて、また永続的平和を達成することという観点から包括的な政治対話に向けて、取られた重要な措置を歓迎し、そして現行の人権侵害および虐待並びに国際人道法違反に対して一般住民を保護する全ての当事者のためのまた全ての地区に対して認められることになっている安全な、時宜を得た、完全且つ妨害のない人道アクセスのためのものを含む、既存の休戦協定の完全実施を促す。

7. ミャンマー政府に対し、様々な種族的少数者および宗教的少数者に影響している、差別、人権侵害、暴力、憎悪表現、移送および経済的剥奪並びにイスラム教徒および他の宗教的少数者に対する攻撃に対処するその取組を加速することを促し、そして同政府に対し、法の支配を維持することそして特に、異教徒間のまた共同体間の対話と理解を促進すること並びにこの方向で共同体の指導者を支援することにより、社会の全ての部門における寛容と平和的共存を促進するその取組を増すことを求める

8. 過去1年以内の暴力や他の虐待の更なる実例を含む、ラカイン州における少数民族ロヒンギャの状況について総会の重大な懸念をくり返し表明し、そして、同状況に対処するためミャンマー政府により講じられた幾つかの措置に留意する一方で、同政府に対し、法的地位に関わりなくラカイン州の全ての居住者の人権と基本的自由を保護すること、差別なく人道援助に対する完全且つ直ぐのアクセスを確保すること、人道機関にラカイン州の至る所への妨害のないアクセスを許すこと、元々の共同体への国内避難民の安全で自発的な帰還を確保するための措置を講じること、少数民族ロヒンギャに移動の自由および完全な市民権への平等なアクセスを確保すること、自己確認を許すこと、特に保健と教育のサービスに対する平等な利用権、結婚する権利および出生登録を確保すること、暴力と差別の根本原因に対処することそして責任を確保しまた和解をもたらすことを確保するため人権侵害と虐待のあらゆる報告に対し、十分な、透明なそして独立した調査を遂行することを求める。

9. ラカイン州における複合的な状況に包括的に対処するため為された取組に留意し、そしてミャンマー政府に対し、人権と基本的自由を保護することおよび対等に完全な市民権に対する利用権を提供することを目的としたこれらの取組において、宗教的少数者を含む、全ての利害関係者の十分な関与を確実にする透明性と協議的対処方法を確保すること、そしてラカイン州の全ての地域共同体の平和的共存と長期の発展を促進することを促す。

10. 地域共同体の中の調和と平和的共存を促進することを意図した、ミャンマー多様性・国民調和センターの設立を歓迎する。

11. 国際連合および地域的機構を含む他の国際的關係者との関与および協力を改善するためミャンマー政府により講じられた継続的措置もまた歓迎し、関連協定の完全実施を奨励し、そして、国際連合人権高等弁務官事務所の国別事務所を開設するという同政府の公約を想起しつつ、遅れについて懸念を表明しそして同政府に対し、国際連合人権高等弁務官の職務権限に従って事務所を、それ以上遅れることもなく、設立することを求める。

12. 国際社会に対し、ミャンマー政府の国際人権法のまた国際人道法の義務や公約の遂行、同国の民主的移行過程並びに同国の経済的および社会的発展の実施において、ミャンマー政府を支援することを続けることを奨励する。

13. 以下のことを事務総長に要請する。

(a) 自らの周旋を提供することそして全ての関連する利害関係者が関与している、ミャンマーにおける人権、民主主義および和解に関する議論を遂行することを続けること、そしてこれに関連してミャンマー政府に技術的援助を申し出ること。

(b) ミャンマーに関する事務総長特別顧問およびミャンマーの人権状況に関する人権理事会の特別報告者が、自らの職務権限を、完全に、効果的にそして調整されたやり方で果たすことを可能にするために必要なあらゆる援助を与えること。

(c) 第70会期の総会に、並びに人権理事会に、本決議の実施において為された進展について、報告すること。

14. 事務総長および特別報告者の報告書に基づいてこの問題に引き続き取り組むことを決定する。

第77回本会議

2014年12月29日